

令和5年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年1月総会議事録

1 日 時 令和5年1月16日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 空き家に付随した農地の指定について (3件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権22件)

報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(13件・農地中間管理事業に係る合意解約2件)
- 2 公共事業の施行に伴う農地の転用について (3件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継設備等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・次回総会 2月15日(水) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 2月7日(火) 予定

4 出席委員(17人:議席順)

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 | 17番 山近 洋祐 |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(2人)

- 9番 大田 裕美 14番 木村 正雄

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和5年1月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案が4件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、12月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和5年1月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

7番、高林司委員、8番、名和田栄治委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年1月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字日置上字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は328㎡。ほか6筆。

譲受人は、日置上▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在、利用権設定を受け耕作している農地について、譲渡人の申し出により買い受けることとした。譲渡人は、高齢

の一人暮らしで後継者もなく、嫁いだ一人娘も農地の処分を希望している。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページ
をご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から東へ約 280m から 500m に位
置する農地です。

また、3 ページから 6 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 3,000 m²以上の要件は満たしてお
ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作される
ものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全て
を満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、12 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番

12 番、林です。

1 月 4 日、大野会長、先野推進委員、事務局と私で、現地確認をいたしま
した。

申請地につきましては、今、事務局から説明がありましたように、日置、
●●地区、●●団地より北西に位置します。譲渡人の●●さんは、高齢で
一人暮らしをされ、娘さんも、●市に嫁がれているということから、今回、
譲受人の●●さんに相談をされたということです。

譲受人の●●さんにつきましては、平成 25 年、27 年、29 年と、この 4
枚の田んぼの利用権設定を結ばれ、現在まで耕作をされております。

以上のことから、何も問題はないと思われますので、皆様のご審議のほ
ど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可をすることに決定をいたしました。

引き続き、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

番号2。

土地の所在、大字油谷新別名字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は3,005 m²。ほか4筆。

譲受人は、油谷河原▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷河原▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在、農事組合法人●●のアルバイトとして
申請地を耕作している状況であるので、所有権を取得して経営主として
自立したい。譲渡人は、譲受人の希望を受け、譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び7 ページ
をご覧ください。JR山陰本線人丸駅から西へ約400m、また西南西へ約700
から800mに位置する農地です。

また、8 ページから11 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000 m²以上の要件は満たしてお

ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 18 番、松田委員、補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番、松田でございます。

1 月 4 日に、大野会長、林委員、大田推進委員、竹森推進委員、それから事務局とご一緒に、現地調査をいたしました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、●●●●さんは、昨年、ご主人を亡くされまして、今は一人住まいでございます。ご高齢でもございます。

以前から、この 5 枚のほ場は、法人●●の作業受託としまして、耕作をしておりました。●●さんは、株式会社●●●●を定年退職されましてから、こちらの実家に帰られまして、家の前の畑を耕作されながら、次女の娘さんと、それからお母様とで、法人●●で農作業のアルバイトをしておられます。●●さんは、今回、組合員にもなられておまして、法人の農機具のオペレーターとしての運転免許も取得しておられます。

今回、この農地を購入されまして、耕作を継続していきたいと、こういう状況でございます。

以上のことから、私といたしましては、何も問題はないということで承認をしたいと思いますが、皆様方の慎重なご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号3について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

番号3。

土地の所在、大字油谷蔵小田字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は369㎡。

譲受人は、油谷蔵小田▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、福山市●●●▲丁目▲番▲▲号、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在、耕作している農地であるので、所有権を取得して自作地としたい。譲渡人は、相続により取得したが、現在福山市に居住しており、将来も帰って農業をする予定もないので贈与する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。JR山陰本線人丸駅から北西へ約900mに位置する農地です。

また、13ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000㎡以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当の4番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4番、林です。

1月4日に、会長の大野さんと、事務局の方と、推進員の大村さんとで、現地の確認をしてまいりました。

これを見られても分かると思いますが、譲受人と、譲渡人はご兄弟で、お父様がお亡くなりになられた時に、財産分与で土地を分けられたのですが、弟さんがしばらくの間、畑を耕作されておりましたが、地元に戻ってくるのが難しいということで、弟さんに譲渡されるということです。

何ら問題はないと思いますので、皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号4について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 番号4。

補佐 土地の所在、大字俵山字●●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は65㎡。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●●▲、▲▲▲、●●●●●さん。

譲渡人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から自己所有地とその中央にある申請地を一体的に耕作したいと考えていたところ、譲渡人から申出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、農業後継者がいないことから、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び14ページ

をご覧ください。長門市役所俵山出張所から北東へ約 2.6km に位置する農地です。

また、15 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 3,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、6 番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番、河野です。

1 月 4 日、大野会長、事務局 2 名の方と、私で現地確認を行いました。

申請地の周り一帯は、傾斜面を利用してクリの木を広く栽培されておられます。

自己所有地の中に、飛び地として存在する農地を取得して、効率的な営農を行うことに関して、何ら問題もないと思われます。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続いて議案第2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年1月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅上字●●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は949㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪市中心区●●●▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●●●●●、代表取締役、●●●●●さん。

譲渡人は、三隅上▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数154枚、パネル設置面積、水平投影面積395.61㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人が、太陽光発電設備の対象地を探していた。他にも探していたが、土地の広さや価格等の面から購入を断念。土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない、また、日射量や価格で適切だと判断し購入地として選択。譲渡人は、平成27年に定年後、山口市から戻ってきたが耕作はしていなかった。相続で所有したが維持管理が困難であり、今後も利用予定がないため売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び16ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から東南東へ約2.7kmに位置する農地です。

また、17ページには公図、18ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」6ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存の農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当、2番、藤川委員、補足説明をお願いいたします。

2 番 2番、藤川です。

1月4日、会長さん、推進委員の西村さん、私、そして事務局の方と現地確認を行いました。

事務局の説明の通りで、何ら問題もないと思いますが、皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
引き続き、議案第3号、長門市空き家に付随した農地の指定申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、空き家に付随した農地の指定申請について、空き家に付随した農地の指定申請があったので、審議を求める。

令和 5 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字俵山字●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 607 m²。

所有者は、山口市●●▲▲▲▲●▲▲、●●●●●さん。

空き家の所在地は、俵山▲▲▲番地▲で、空き屋バンク登録日は令和 4 年 10 月 25 日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 19 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北東へ約 3.5km に位置する空き家の南側にある農地です。

また、20 ページには公図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」18 ページの「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第 4 条、適用条件をご覧ください。

なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地の状況についてです。現場には栗の木が生え、草刈り管理もされているため耕作できる状況にあり、指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第 6 条、指定することができない農地には該当していません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、6 番、河野委員、補足説明がございましたらお願いをいたします。

6 番

6 番、河野です。

1 月 4 日、大野会長、事務局 2 名の方と、私とで現地確認を行いました。

申請された農地は、家屋から山手側に少し小高い位置の横並びにあります。きれいに草刈りや手入れもされて、長く平面になっていて、すぐに耕作ができるような状況にある、良い農地だと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件に関する農地は、空き家に付随する農地に指定することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。
番号2。

土地の所在、大字日置中字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は741㎡。ほか2筆。

所有者は、深川湯本▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

空き家の所在地は、日置中▲▲▲▲番地▲で、空き屋バンク登録日は令和4年11月24日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び21ページ
をご覧ください。長門市役所日置支所から西へ約900mに位置する空き家の
周辺にある農地です。

また、22ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」18ページの、「長門市空き家に付随した農地の
別段面積取扱基準」第4条、適用条件をご覧ください。

なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地の状況についてです。現地はきちんと管理されており、耕作で
きる状況にあり指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第6条、指定することができない農地につきましては、当該農地
は多面的機能支払交付金事業を受けておりますが、権利移動することで事
業への支障は生じないため、該当しておりません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農
地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当1番、野中委員、補足説明がございましたらお願いをいたします。

1 番

1番、野中です。

1月4日、大野会長、事務局、上手推進委員と私で、現地確認を行いました。

この農地は、昨年度まで水稻を耕作されていたようで、現在はきれいな状態にはなっておりますが、昨年度まで作られていた方が、今年度からはもう耕作はしないという事を言われているので、そこが問題かなと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件に関する農地は、空き家に付随農地に指定することに決定をいたしました。

引き続いて、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号3。

土地の所在、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は189㎡。ほか1筆。

所有者は、山陽小野田市●●●▲●▲●▲▲、●●●さん。

空き家の所在地は、日置中▲▲▲▲番地で、空き屋バンク登録日は令和4年12月8日です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び23ページをご覧ください。JR山陰本線長門古市駅から西北西へ約880mに位置する

空き家の北部にある農地です。

また、24 ページには公図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」18 ページの「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」第4条、適用条件をご覧ください。

なお、判断を必要としない適用基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地の状況についてです。一部に切り倒した木の残骸が置かれていましたが、撤去、草刈り等により耕作できる状況にあり指定は可能と考えます。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一です。

また、第6条、指定することができない農地には該当しておりません。

以上のことから、この案件につきましては、「長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準」を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、12 番、林委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

1 2 番

12 番、林です。

1 月 4 日、大野会長、事務局、上手推進委員と、私で、現地を確認してまいりました。

この農地は、●●さん宅に付随した畑ですね。そんなに広くはない面積ではありますが、以前は畑として耕作されていた跡が残っております。それと今、事務局が言われたように、切り倒した木が確認できたんですが、畑として利用することはできる状態だと思います。

何ら問題もないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件に関する農地は、空き家に付随農地に指定することに決定をいたしました。

引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 5 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 2 月 1 日の公告となりまして、今回は従来からの利用権設定のみとなっております。

賃貸借ですが、長門地区が、4 件 8 筆の 12,069 m²、日置地区が、6 件 17 筆の 22,575 m²、油谷地区が、3 件 6 筆の 5,995 m²です。

合計で、13 件 31 筆の 40,639 m²となります。

使用貸借については、三隅地区が、2 件 4 筆の 6,353 m²、長門地区が、3 件 3 筆の 4,493 m²、日置地区が、2 件 3 筆の 2,140 m²、油谷地区が、2 件 9 筆の 10,970 m²です。

合計で、9 件 19 筆の 22,750 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、2 件 4 筆の 6,353 m²、長門地区が、7 件 11 筆の 16,562 m²、日置地区が、8 件 20 筆の 24,715 m²、油谷地区が、5 件 15 筆の 16,965 m²。

総計で、22 件 50 筆の 64,595 m²となります。

詳細につきましては、6 ページ以降をご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議案全体について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(举手多数)

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。10 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、油谷新別名▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

借受人は、油谷河原▲▲▲▲番地、●●●さん。

土地の所在は、油谷新別名字●●●、地番▲▲▲番▲、地目は田、面積は795 m²。ほか1筆。

令和4年11月18日に合意解約をしております。

ほか 12 件の合意解約です。

続きまして、13 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

貸付人は、山口市●●●▲●▲▲●▲▲、●●●さん。

借受人は、山口市●▲丁目▲番▲▲号、●●●●●●、●●●●●●●●

●●●○

転借人は、油谷久富▲▲▲番地、●●●さん。

土地の所在は、油谷久富字●●●●、▲▲▲番▲、地目は田、面積は 1,532 m²。ほか 1 筆。

令和4年12月1日に合意解約しております。

ほか1件の合意解約です。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。14 ページをご覧ください。
報告事項 2、公共工事の施行に伴う農地の転用についてです。
番号 1。
内容としましては、令和 4 年主要県道●●●●線道路災害復旧工事第 1 工区工事施工に伴う道路用地への永年転用、工事用仮設道路設置のための一時転用です。
令和 4 年 11 月 29 日に受理通知をしております。
ほか 2 件の、公共事業の施行に伴う農地一時転用となります。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他の報告事項についての説明をお願いします。

事務局長 それでは、資料の 15 ページから 17 ページをご覧くださいと思います。

●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっております。

番号 1。

土地の所在、大字俵山字●●●、地番▲▲▲▲番▲、登記地目は畑。台帳面積 23 m²のうち、携帯基地局の設置として永年転用 1.00 m²となります。

令和 5 年 1 月 4 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局からその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、2月15日、水曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、2月7日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

その他、事務連絡については以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時22分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年1月16日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作

議事録署名委員

高 林 司

議事録署名委員

名 和 田 栄 治